令和6年度女性デジタル人材育成事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

## 1 事業の概要

## (1) 事業名

令和6年度女性デジタル人材育成事業委託業務

# (2) 事業の目的・事業内容

県内の女性の就労状況は、男性に比べて非正規雇用が多くなっている。非正規 雇用で就労することにより、不安定な就労状況になったり、長期的なキャリアを築く ことが難しくなったりする可能性があり、そのことは、女性の年齢が上昇しても平均 賃金が上昇しないことや、男女の賃金格差にも影響している。

特に30歳代、40歳代の女性の場合は、「家事や育児、介護との両立」を理由に 非正規雇用を選択しているケースが多く、女性が仕事か家庭かの二者択一を迫ら れている状況が窺える。このことは、固定的な性別役割分担意識の解消が必要で あるという課題を示しているが、柔軟に働くことのできる就労環境が整えば、女性が より活躍できるという可能性も示唆している。

また、県内の母子世帯のうち約半数は年間就労収入 200 万円以下となっており、母子世帯の母親が所得を向上させることが困難な状況が窺える。母子世帯の母親の経済的基盤の確立は、女性や子どもへの福祉の観点からも大きな課題となっている。

これらのことから、育児や介護と両立できる、柔軟に働ける就業スタイルを提案し、 成長産業での就労を促進することにより、女性の職業生活での活躍と所得向上を 促進することが必要であると考える。

本事業は、出産や育児等のためにキャリアが中断した女性など、正規職員として働いていない女性を対象に、所得向上やリスキリングに向けた研修の機会を提供し、デジタル人材として育成して、時間や場所に制限されない柔軟な働き方の選択肢を増やすとともに、県内外の企業とマッチングを行うことで、就職や就労につなげ、女性の所得向上への足がかりをつくることを目的とする。

# (3) 委託期間

令和6年6月中旬~令和7年3月24日

# 2 見積限度額

14,786,200円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

# 3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選 考するために「令和6年度女性デジタル人材育成事業委託業務プロポーザル審査 委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置します。

# 4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーシ

ョンの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者 (以下「候補者」という。)と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うことになります。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(もしくは契約締結時までに登録が予定されている)者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (3)「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札 参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げ る排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納してないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

## 6 説明会

- (1) 令和6年5月13日(月)午前10時から
- (2) オンラインにて開催
- (3) 説明会に参加を希望する事業者は、令和6年5月10日(金)午後3時までに、「14 問合せ先」へ電子メールで申し込み、電話で着信を確認すること。 ※説明会への参加は、当プロポーザル参加の必須要件ではない。

#### 7 質疑と回答

質疑は令和6年5月15日(水)午後3時までに別紙様式-1により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、電子メールで受け付けます。電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

# 8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書(別紙様式-2)に資格要件の確認書類(別紙様式-3)を添えて申込みをしてください。申込みに当たって提出する書類を次表に示します。

# [提出書類の様式、提出部数等]

様式 番号	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書(様式-2)	A4縦	1部
2	資格要件確認書(様式-3)	A4縦	1部
3	2に必要な添付書類	任意	各1部
4 <b>※任意</b>	(直近3年以内に高知県から業務委託を受託し、事業を完了している実績が2件以上ある場合) 業務委託契約書の表紙(写し) ※実績が2件以上ある場合、「16 その他」(3)に記載のある契約保証金が免除されます。なお、提出はプロポーザル審査会後、候補者となった後の提出でも構いません。	A4縦 (写し)	各1部 (3件以上の受 託実績がある場 合でも、提出は2 件分で構いませ ん)

## (1) 参加申込書

① 提出方法

持参、メール送付又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

② 提出期限

令和6年5月23日(木)午後5時(必着)

③ 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20 高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課 女性の活躍推進室 (担当:佐田、田所)

TEL 088-823-9651 E-mail 060901@ken.pref.kochi.lg.jp

# (2) 資格要件の確認

高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認を令和6年5月24日(金)までに申込者へ電子メールにて通知します。

# (3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を

求めることができます。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

# 9 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

#### 10 審查

別途定める「審査要領」に基づき実施します。

## 11 審査結果

審査結果は、令和6年6月12日(水)までに、全ての参加者に文書で通知します。 なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示 の対象となります。

#### 高知県情報公開条例

[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H4029 01010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj]

## 12 日程

令和6年5月13日(月) 説明会

令和6年5月23日(木) 参加申込及び資格確認書類提出締切り

令和6年6月4日(火) 企画提案書の提出締切り

令和6年6月10日(月) 審査委員会(プレゼンテーション)

令和6年6月12日(水) 審査結果通知

#### 13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-4により提出してください。

開示・非開示の判断は様式-4に基づき行うものではなく、様式-4を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

#### 高知県情報公開条例

[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H4029 01010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj]

(4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用する ことはありません。

# 14 問合せ先

高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課 女性の活躍推進室

(担当:佐田•田所)

TEL 088-823-9651

E-mail 060901@ken.pref.kochi.lg.jp

## 15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思 について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

# 16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第 40 条の規定により免除された場合又は契約規則第 41 条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。